

平成22年度事業計画（案）

南九州税理士会

米国の金融危機に端を発した世界同時不況による景気後退もようやく底を打ち、持ち直しの動きが見られるが、我々の関与先である中小企業は、受注の減少や消費の低迷、資金繰りの悪化など、依然として厳しい経営環境が続いている。

一方、昨年8月の総選挙により政権交代が行われ、新政権においては、社会・経済政策、税制等について大きく政策転換が図られている。

このような政治・社会情勢を踏まえ、より一層、国民・納税者の利便に資し、その信頼に応え得る税理士制度の確立を図るため、必要な施策を講じていかなければならない。

税理士法は、平成13年の改正から9年が経過し、この間、社会経済の多様化・複雑化により税理士業務の高度化・専門化が進んでいる。また、規制改革や司法制度改革により他士業資格制度の見直しが行われるなど、税理士制度を取り巻く社会環境が大きく変化している。これらの変化を踏まえ、日税連では、「税理士法改正に関するタタキ台」の取りまとめを行った後、関係官庁に対し協議機関の設置を申し入れるなど、税理士法改正に向けて具体的に取り組むこととしており、本会においてもその動向を注視しながら対応することとする。

会務運営にあたっては、納税者の利便の向上に資するとともに、その信頼に応え得る税理士制度を確立するという観点に立って、会員の資質の向上、業務の改善進歩、社会貢献活動の推進などこれを具現するための施策を積極的に講ずることとする。

書面添付制度については、平成20年6月、日税連と国税庁との合意に基づき、日税連では、「添付書面作成基準（指針）」を平成21年4月1日に定め、同年5月15日に公表した。一方、国税庁では、税理士法第35条第1項に規定する意見聴取を行った結果、調査の必要性がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を原則として書面により通知する旨の事務運営指針を平成21年4月1日付で発遣している。

この制度は、納税者との信頼関係を深め、業務水準の向上に資することにもなることから、本会においても、各県ごとに税務署と支部との協議会を開催するなどにより一層の普及、定着を図ることとする。

年間36時間受講を柱とする研修制度については、会員の資質の維持、向上を図るために会員のニーズを踏まえながら適時、適切な研修を企画実施するとともに、受講しやすい環境の整備を図るなど受講率の向上に努めることとする。

平成21年度の熊本国税局管内の電子申告の利用件数は78万件余となっている。税理士業務は独占業務であり、税理士制度の維持、発展のためにもこの電子申告の推進が重要であるため今後とも利用を促進することとする。

税理士事務所で行う税務支援については、平成21年度の実施支部が23支部、指導納税者数は2,200人強に達し、申告書作成件数は1,558件（うち電子申告656件）であったが、本年度も引き続き円滑な導入、推進に努めることとする。

また、昨年度、日税連が税務支援の実施の基準に関する規則及び細則を改定したことに伴い、本会の税務支援に関する規則及び細則を改定したが、本年度は、この改定を受け税務支援の基本となる独自事業、受託事業、協議派遣事業を網羅した税務支援の実施に関する実施要領を定め、新たな税務支援制度の早期定着を図ることとする。

外部委託事業については、外部委託事業対策室を中心に必要な施策を講ずることとする。

なお、本会が主体的に運営してきた「税理士会運営無料相談」については、昨年度に引き続き、熊本、大分、鹿児島、宮崎の各県庁所在地において、税務支援の適正化を念頭に置いた基本的な考え方を踏襲しつつ外部委託事業の無料相談の枠組み内で実施することとする。

税制及び税務行政の改善進歩に資するため税制改正建議を行うための意見書を日税連に提出することとする。

更に、地方公共団体の外部監査制度、成年後見制度、NPO法人の税務・会計アドバイザー、登録政治資金監査人及び租税教室への講師派遣等の公益的業務については積極的に参画し、税理士の職能を活かした、地域における社会貢献活動に寄与していくこととする。

会務に関する情報公開については更に進めることとし、会員の利便性に向けては税務相談室、法律相談室の充実と税務審理室の適正な運営を図ることとする。

対外広報については、本会で構築した税理士像を広く一般に浸透させるため、キャッチフレーズ、イメージキャラクターを活用するなど効果的な広報活動を進めていくこととする。

以上のことと踏まえて、本年度は次の基本方針の下に各重点施策を推進し、会員の負託に応えていくこととする。

I 基本方針

- 1 税理士法改正等税理士の業務に大きな影響を及ぼす変更あるいは制度の創設に適切に対処する。
- 2 税理士制度の改善合理化を図るとともに、会員の資質及び社会的地位の向上を期する。
- 3 税理士の業務の改善進歩と公益的業務等職域の確保拡充を図る。
- 4 税制改正問題に関する調査研究を行い、税制及び税務行政の改善合理化に対処する。
- 5 会員の信頼と合意のうえに立った効率的な会務運営を行い、情報公開を進めるとともに活力ある税理士会の確立を目指す。

II 重点施策

- 1 国民・納税者の信頼に応え得る税理士制度の確立を目指し、税理士法改正の実現に向けて日税連と連携して検討を進める。
- 2 規制改革及び司法制度改革の動向を注視し、日税連と連携して適切に対応する。
- 3 税法等に関する研修を企画実施し、会員の研修の充実強化及び受講率の向上に努め資質の維持・向上を図る。
- 4 電子申告制度の利用促進のための施策を推進する。
- 5 税務支援について、独自事業、受託事業及び協議派遣事業の早期定着を図る。特に、独自事業のうち税理士等の事務所で行う税務支援の円滑な導入、推進に努める。
- 6 国又は地方公共団体が委託者となる税理士業務に係る受託事業について、適切に対処し円滑な実施に努める。
- 7 書面添付制度等税理士業務の質的向上を図るために諸施策を実施する。
- 8 会計参与制度の普及を図るために施策を推進するとともに、中小企業の会計の質を向上させるため、「中小企業の会計に関する指針」の普及・定着を図る。
- 9 会員の倫理の高揚に努め、綱紀の保持、品位の向上を図る。
- 10 農協臨税(臨時の税務書類の作成等制度)の適正な運用に向けた施策を強力に推進する。
- 11 税制及び税務行政の改善に関する意見と要望を行うとともにその具現化を進める。
- 12 税理士制度について社会の理解と信頼を一層確かなものとするため、対外広報活動を積極的に推進する。
- 13 租税教育については、租税教育推進協議会等が企画する租税教育の推進に積極的に協力する。
- 14 成年後見制度、特定調停制度、公益法人等の外部監査制度、地方行政独立法人の監事制度、NPO法人の税務・会計アドバイザー及び登録政治資金監査人等の公益的業務について的確に対応するとともに、地方公共団体の外部監査人への会員の選任について積極的に働きかける。
- 15 税理士会の中・長期展望に立った事業のあり方の企画・立案を行う。

16 会務運営の充実強化を図り、会員の利便性に向けた諸施策を実施するとともに、情報公開を進め、効率的な運営に努める。

1 総務部

- (1) 会務運営の基本方針を企画立案する。
- (2) 各県連合会及び各支部との連絡調整を図る。
- (3) 官公署、日税連、他税理士会及び部・委員会等との連絡調整を図る。
- (4) 日税連が運営する「税理士情報検索サイト」の任意公開情報の登録促進に努める。
- (5) 各種業界団体との連絡調整及び国際交流を図る。
- (6) 各県連合会の運営の効率化を図るため、代議員制の導入等について検討する。
- (7) 会員及び事務所職員の表彰を企画実施する。
- (8) 税理士証票の伝達及び入会式を実施する。
- (9) 会員の法律相談について適切な助言を行う。
- (10) 日税連における単位会準則等諸規定の変更に留意しつつ、会則・規則等の整備を図る。
- (11) 予算を適正かつ効率的に執行するとともに、健全な財務体质の確保を図る。
- (12) 経理事務の改善合理化を図る。
- (13) 管理財産の整備を図る。
- (14) 基本財産たる税理士会館の保全と管理に適切に対処し、有効な運営を図る。
- (15) 災害発生等緊急時における諸対策を図る。
- (16) 事務局の合理的かつ効率的運営を図る。

2 広報部

- (1) 機関紙「南九州税理士会報」の発行やホームページへの情報公開、メールマガジン「南九会メールニュース」の配信等を通じ、会務運営及び税理士業務に関する情報を迅速、かつ的確に会員へ提供するとともに、会員相互間の情報の交換を行う。
- (2) 機関紙「南九州税理士会報」の充実・改善を図る。
- (3) ホームページの会員に対する利用促進を図る。
- (4) ホームページやニュースリリース等の情報手段を活用し、報道機関、他税理士会、関連諸団体及び納税者に対し積極的に情報を提供するとともに、関連情報の収集に努め会活動の活性化と税理士の地位の向上を図る。
- (5) 税理士及び税理士会に対する社会の理解と信頼を一層確かなものとするために、税理士記念日・確定申告期等の対外広報活動を積極的に推進する。
- (6) 効果的な広報媒体の活用や対外広報ツールの企画・制作を実施する。

- (7) 納税者が税理士を身近なものに感じるようなラジオ・テレビ等を活用した対外広報活動を促進する。
- (8) 支部が実施する事務所型税務支援の広報活動を側面から援助する。

3 制 度 部

- (1) 税理士法の改正の実現に向けて日税連と連携して適切に対応する。
- (2) 税理士法の解釈、適用及び税理士法に関連する諸問題について検討を進める。

4 調 査 研 究 部

- (1) 税制及び税務行政に関する調査研究を進め、所要の建議要望案を策定する。
- (2) 『日本税務研究センター賛助会員の加入を奨める。

5 業 務 対 策 部

- (1) 会員の業務改善に関する諸施策を検討する。
- (2) 「書面添付制度」の普及・定着及び記載内容の充実を図るための研修会並びに各県単位と国税局との協議会及び各支部と各税務署との勉強会を開催する。
- (3) 電子申告制度の普及について情報システム委員会と協力し、推進する。
- (4) 金融機関の中小企業金融円滑化法に対する対策を進めるとともに、県連主催による各県単位と主要金融機関との研修会及び交流会を開催する。
- (5) 会員の職域の確保・拡充を図るための対策を進める。
- (6) 税理士業務に関する情報管理のあり方、損害賠償請求事件の研究等を通じて会員に対して情報提供を行う。
- (7) 中小企業応援センターに関する情報を会員に対して提供する。

6 研 修 部

- (1) 会員研修の充実強化を図るため、会員のニーズを踏まえながら適時、適切な研修を企画実施する。
- (2) 日税連実施のマルチメディアを利用した研修や日税連制作の研修会収録CD-ROM等の活用、認定研修等の情報を的確に広報し、受講機会の増加と受講率の向上に努める。
- (3) 支部が実施する研修会を支援し、研修機会の増加を図る。
- (4) 会員の研修受講状況を把握するため、日税連が推進する研修受講管理システム導入に向けて検討する。

7 税務支援対策部

- (1) 税務支援について、独自事業、受託事業及び協議派遣事業の早期定着を図る。特に、独自事業のうち税理士等の事務所で行う税務支援の円滑な導入、推進に努める。
- (2) 税務支援事業全般について、小規模支部または支部区域が広域な支部等に過重な負担が生じる場合は、支部間応援制度の活用により調整を行い、その有効な運営を進める。
- (3) 国又は地方公共団体が委託者となる税理士業務に係る受託事業について、適切に対処し円滑な実施に努める。
- (4) 協議派遣事業について、税務関連諸団体との協調関係の強化及び派遣体制の充実に努め、派遣の適正化を図り、税理士業務の提供に関する諸対策を進めるとともに税理士の職域の侵害に対する対策を進める。
- (5) 税務支援における電子申告について、適切に対応する。
- (6) 「特設の会場で行う税務相談」の適正、円滑な実施のための対策を進める。

8 社会貢献対策部

- (1) 「成年後見制度」に関する研修を実施し、実践会員に対しては支援を行う。
- (2) 「地方公共団体の監査業務」に関する研修を行う。
- (3) 政治資金規正法に定める登録政治資金監査人に関し周知を行い、税理士就任を推進する。
- (4) 税に対する国民の理解を深めるため租税教育推進協議会が開催する租税教室に講師を派遣する。
- (5) 公益的業務に関し、支援体制（日税連公益活動支援センター（仮称）等）の施策を検討する。
- (6) 会員の行う公益的業務である「特定調停制度」及び「公益法人の外部監査制度」並びに「NPO法人の税務、会計アドバイザー」への的確な対応を行う。

9 綱紀監察委員会

- (1) 税理士法、会則等に違反する綱紀事案を適切に処理する。
- (2) 非税理士に対する税理士の名義貸し等に対し予防施策を推進し、これらの行為を厳重に監視する。
- (3) 税理士の倫理の高揚及び品位の向上のための広報を積極的に展開する。
- (4) 使用人等の監督に係る適正な運営を図るための施策を推進する。
- (5) 前各号の施策等の推進に当たり、県連合会及び支部との緊密な連携を図る。

10 登録調査委員会

- (1) 登録申請書（新規、変更、抹消）の調査を行い、その結果を日税連登録調査部に報告する。
- (2) 登録調査について、他の部・委員会並びに各支部長等との連携を図る。
- (3) 税理士の登録に関する制度の改善合理化を図り、適正な運営に努める。

11 情報システム委員会

- (1) 会員の国税・地方税の電子申告及び電子納税の普及を支援する。
- (2) 日税連電子認証局発行の税理士用電子証明書を、全会員が取得するための支援を行う。

12 税務審議委員会

- (1) 会員税務相談室の充実と利用の促進を図る。
- (2) 税務審理室の周知と充実を図る。

13 紛議調停委員会

- (1) 会員の業務に関して紛議が生じたときは、速やかにかつ適切に対応する。

14 会計参与普及推進特別委員会

- (1) 会計参与制度の普及・定着を図るため、所要の対策を講ずる。

15 総合企画室

- (1) 会長の諮問した事項の調査研究を行う。

16 臨税対策室

- (1) 農協臨税の廃止に向けた施策を更に強力に進める。